

第 1 2 回国会 衆議院法務委員会議録 抄

第 1 2 回国会 衆議院法務委員会議録第 1 2 号 抄

昭和 2 6 年 1 1 月 1 4 日 (水曜日) 午後 1 時 1 4 分開議

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 3 9 号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 4 0 号)

押谷委員長代理 まず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が付託になりましたので、以上二案について順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。

大橋国務大臣 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を、便宜一括して御説明申し上げます。

政府は、最近における生計費及び民間の賃金の変動、その他の事情にかんがみまして、国家公務員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、現に御審議を仰いでおりますことは御承知の通りでございます。

そこで裁判官及び検察官につきましても、一般職の職員等の例にならい、その給与を改善する必要がありますので、この両法律案を提出いたしました次第でございます。

この両法律案は、この趣旨に従い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額を増加するために、両法律の各別表を改正いたしますとともに、裁判官の報酬等に関する法律第 1 5 条と、検察官の俸給等に関する法律第 9 条に定めまする、報酬または俸給の各月額を改正しようとするものでございます。この両法律案による改正後の別表、及び右各條に定めまする報酬または俸給の各月額を、現行のそれに比較いたしますと、その増加比率は、大体一般の官吏の俸給月額

増加比率と同様でございますが、判事補、3号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事、5号以下の俸給を受ける検事及び副検事につきましては、人事行政上の便宜を考慮して、その号俸の数を約二倍に増加することといたしております。

(以下略)

第12回国会 衆議院法務委員会議録第13号 抄

昭和26年11月15日(木曜日)午前11時38分開議

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)

押谷委員長代理 これより会議を開きます。

まず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますから、これを許します。田嶋好文君。

(中略)

田嶋(好)委員 判事の方を大体聞きましたので検察官の方を聞きますが、まず検察官の新俸給を見ますと号数がふえております。検事の場合は12号までが18号になつておる。副検事の場合は8号までが14号になつておる。こういう形で現われておりますが、こういうふうにしたわけはどういうところにありますでしょうか。

佐藤(達)政府委員 御指摘の点は、一般の公務員の給与表と比べました場合において、実は一般の公務員の給与の段階は非常にこまかく刻んで多くなつております。このことは結局人事管理上、その期間が来さえすれば次々と上に上げてやるという点で非常に便宜を持つておりますので、その点を勘案いたし

まして、今回こちらの法律の方にも、そこまでこまかくはなつていないとは思
いますけれども、若干その趣旨を取入れた次第でございます。

(中略)

押谷委員長代理 梨木委員から質疑の通告があります。これを許します。梨木作次郎君。

梨木委員 今度の裁判官の報酬の引上げの表を見ますと、判事補に二つの特号を設けております。それからさらに、従来6号まであつたものを11号にふやしておりますが、この特号を二つ設けた理由、それから号数をさらにふやした理由、これを御説明願いたい。

鈴木最高裁判所説明員 今梨木委員が御指摘になりましたように、従来判事補の号俸の数は六つでございました。10年の間に六つ、六つ段階を経るということは、昇級年限がかなりその間に置かれるということでございます。そして大学を出、2年の研修を終えた者と、そういう経歴を持つ者と比較し得る一般公務員の給与の欄が非常に数多くなつているのと比べますと、人事行政の面からいつてもう少し数が多い方が望ましいということ。それから特号を設けましたのは、10年たつてもなお判事に任官のできない場合が予想をされますので、そういう場合に備えるために特号を設けたわけでありまして。たとえば11年になつたけれどもなお判事の定員がないために判事になれないという場合に備えるために特号を設けたわけでありまして。

(以下略)